

平成 26 年度大気汚染防止法に係る施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成 26 年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表 1 及び図 1 に示す。

平成 26 年度末現在のばい煙発生施設数は 217,186 施設であり、平成 25 年度末より 369 施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表 2 に示すとおり、ボイラーが 136,470 施設（62.8%）と最も多く、次いでディーゼル機関の 36,745 施設（16.9%）となっている。

表 1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成22年度	217,188	175,365	41,823	89,570
平成23年度	217,801	174,107	43,694	88,583
平成24年度	217,132	172,467	44,665	88,343
平成25年度	217,555	171,764	45,791	87,834
平成26年度	217,186	171,675	45,511	86,364

(注 1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

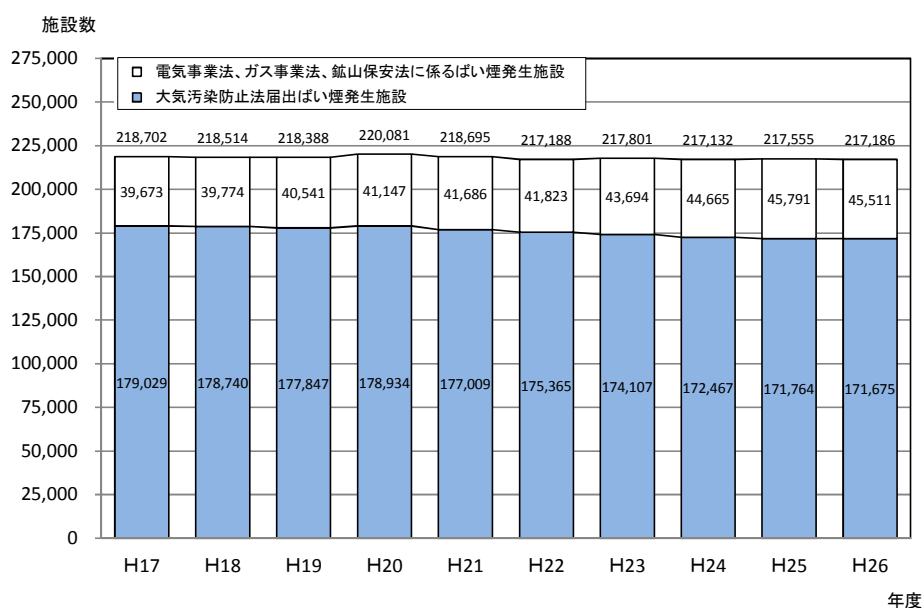


図 1 ばい煙発生施設数の推移

表 2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
ボイラー	136,470	62.8
ディーゼル機関	36,745	16.9
ガスタービン	9,952	4.6
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,393	3.4
乾燥炉	6,801	3.1
廃棄物焼却炉	5,311	2.4
金属溶解炉	3,849	1.8
窯業焼成炉・溶融炉	3,095	1.4
その他	7,570	3.5
合 計	217,186	100.0

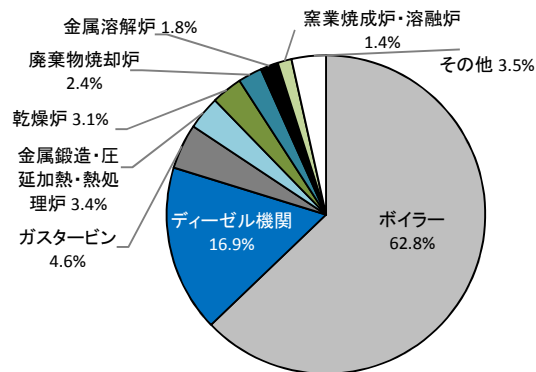


図 2 種類別のばい煙発生施設数の割合

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

VOC排出施設数（平成 18 年度から規制開始）の推移を表 3 及び図 3 に示す。

平成 26 年度末のVOC排出施設数は 3,483 施設（1,086 工場・事業場）であり、平成 25 年度末より 48 施設減少している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表 4 に示すとおり、粘着テープ又は包装材等の製造に係る接着用の乾燥施設が 955 施設（27.4%）と最も多く、次いで塗装施設の 733 施設（21.0%）、塗装用の乾燥施設 462 施設（13.3%）となっている。

表 3 VOC排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成22年度	3,552	3,548	4	1,131
平成23年度	3,561	3,559	2	1,121
平成24年度	3,535	3,533	2	1,120
平成25年度	3,531	3,529	2	1,108
平成26年度	3,483	3,481	2	1,086

(注 1) 大気汚染防止法届出 VOC 排出施設

(注 2) 電気：電気事業法に係る VOC 排出施設、ガス：ガス事業法に係る VOC 排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る VOC 排出施設

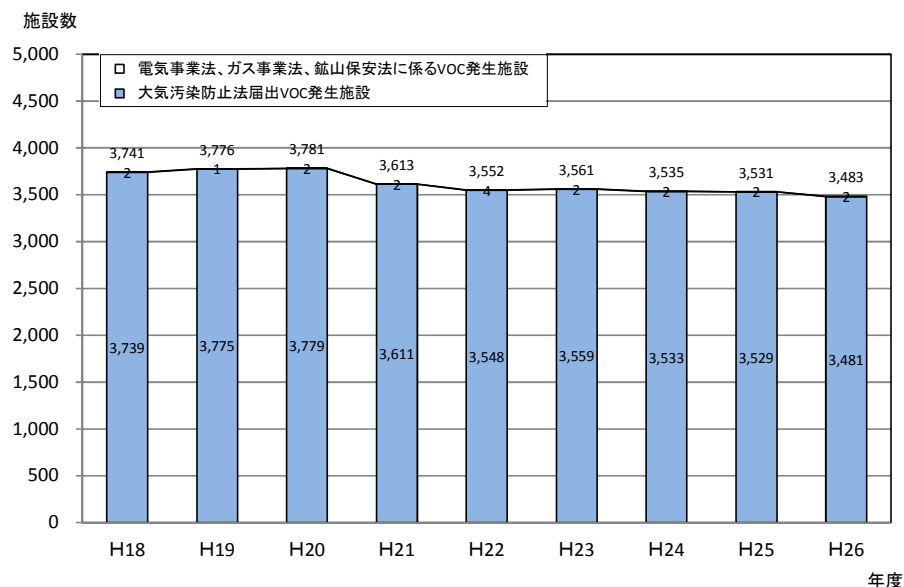


図 3 VOC排出施設数の推移

表 4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設	955	27.4
塗装施設	733	21.0
塗装用の乾燥施設	462	13.3
印刷用の乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限り)	343	9.8
接着用の乾燥施設	235	6.7
化学製品製造用の乾燥施設	232	6.7
揮発性の有機化合物の貯蔵タンク	223	6.4
工業用の洗浄施設	168	4.8
印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限り)	132	3.8
合 計	3,483	100.0

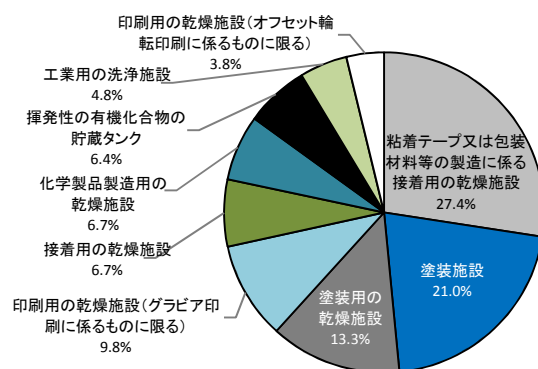


図 4 施設種類別のVOC排出施設数の割合

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表 5 及び図 5 に示す。

平成 26 年度末の一般粉じん施設数は 70,084 施設であり、平成 25 年度末より、743 施設増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表 6 に示すとおり、コンベアが 41,179 施設 (58.8%) と最も多くなっている。

表 5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成22年度	67,856	63,137	4,719	10,000
平成23年度	67,964	63,170	4,794	9,874
平成24年度	69,048	64,089	4,959	9,931
平成25年度	69,341	64,289	5,052	10,096
平成26年度	70,084	64,799	5,285	10,109

(注 1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

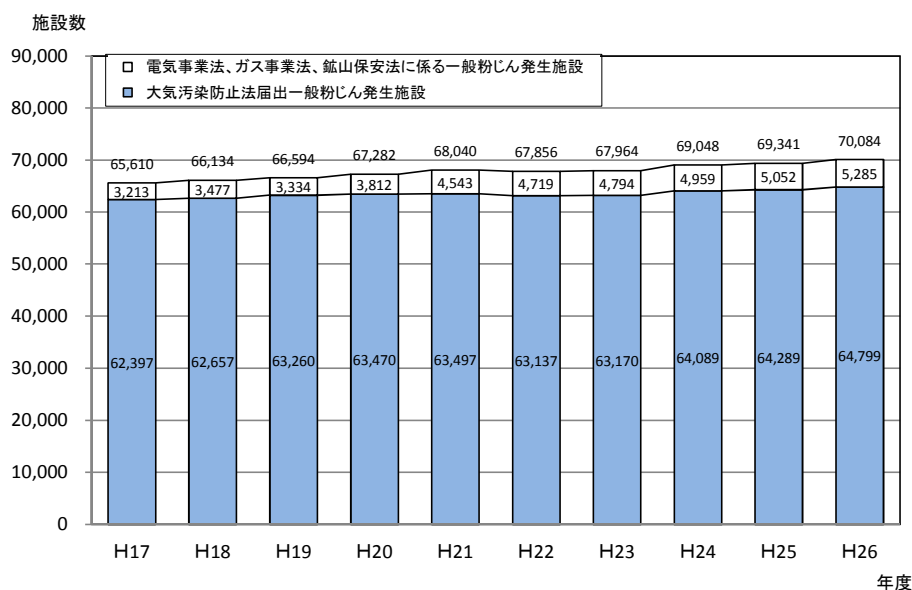


図 5 一般粉じん発生施設数の推移

表 6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
コンベア	41,179	58.8
堆積場	11,834	16.9
破碎機・摩砕機	10,304	14.7
ふるい	6,671	9.5
コークス炉	96	0.1
合 計	70,084	100.0

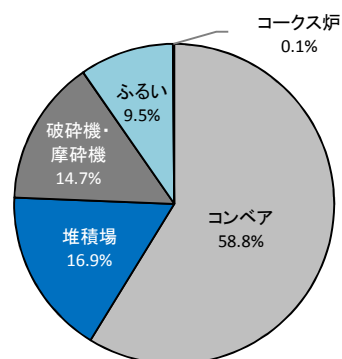


図 6 種類別の一般粉じん発生施設数の割合

(4) 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設数の推移を表 7 及び図 7 に示す。

平成 18 年度末に 6 施設あった特定粉じん施設は、平成 19 年度末までに全て廃止されている。

※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

表 7 特定粉じん発生施設数の推移

	届出施設数	工場・事業場
平成22年度	0	0
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	0

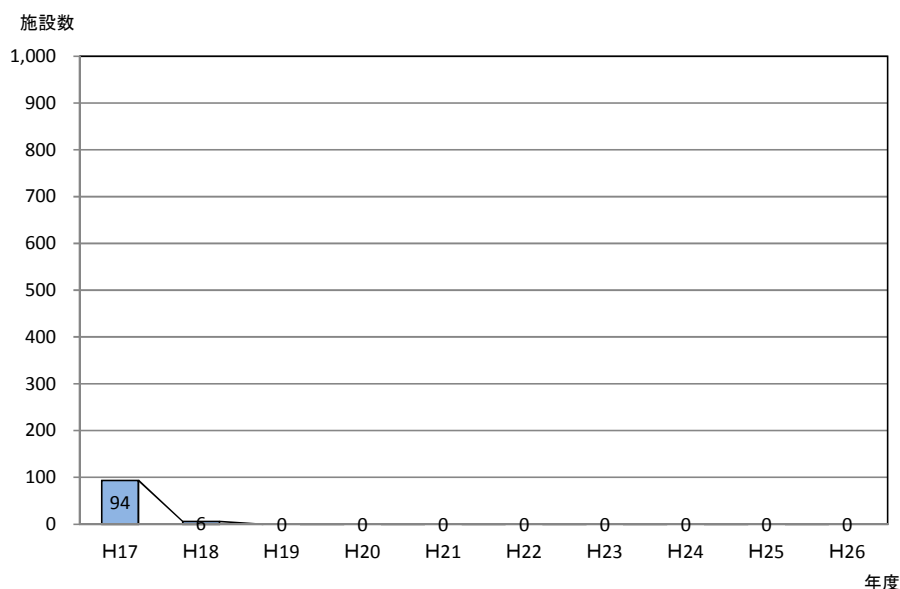


図 7 特定粉じん発生施設数の推移

(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表 8 及び図 8 に示す。平成 26 年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は 10,706 件であり、平成 25 年度よりも 644 件増加している。なお、平成 26 年度におけるその内訳は、通常の解体工事等に係るものが 10,647 件、災害その他非常の事態の発生によるも

のは 59 件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表 9 に示すとおり、改造・補修作業が 5,794 件と最も多くなっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物の解体等の作業をいう。なお、平成 18 年 2 月 28 日以前までは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表 8 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
平成22年度	9,851	9,789	62
平成23年度	9,730	9,631	99
平成24年度	9,648	9,625	23
平成25年度	10,062	10,016	46
平成26年度	10,706	10,647	59

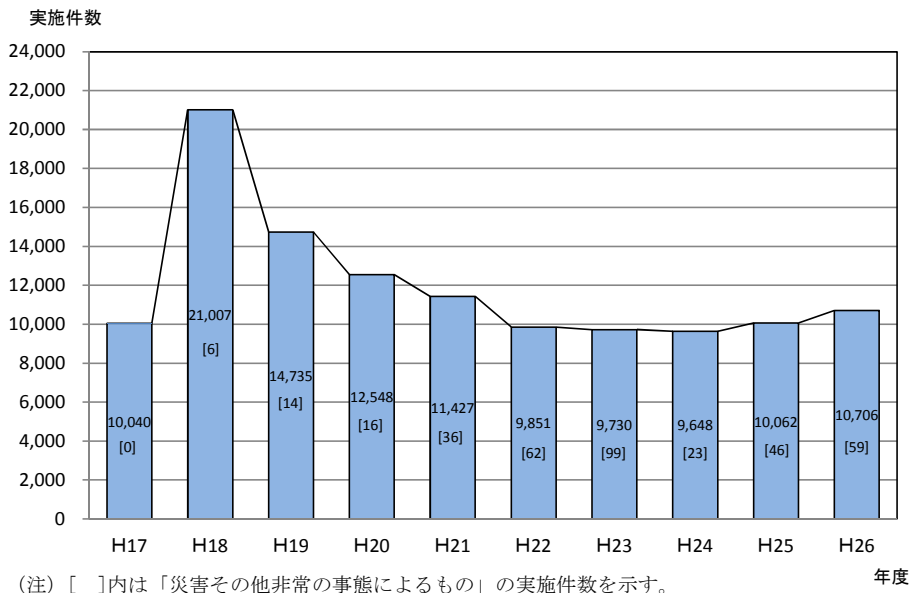


図 8 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表 9 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
改造・補修作業	5,794	52.1
解体作業	2,931	26.4
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	2,383	21.4
解体作業うち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	7	0.1
合 計	11,115 (10,706)	100.0

(注) () 内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

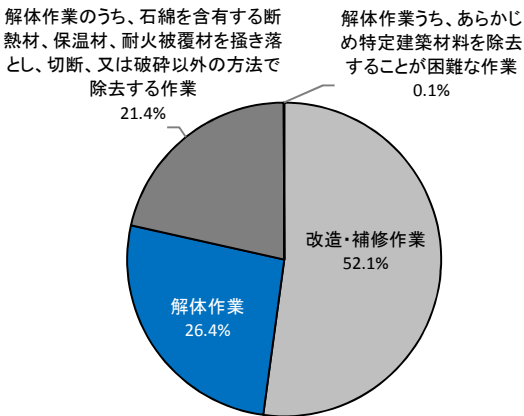


図 9 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表 10 に示す。

都道府県等による平成 26 年度工場・事業場への立入検査件数は 32,135 件(平成 25 年度:23,840 件)であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが 14,731 件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが 15,092 件となっている。なお、平成 26 年 6 月に施行された改正大防法により、その対象範囲が拡大されたことから、特定粉じん排出等作業に係る件数は前年度に比べて大幅に増加している。

表 10 立入検査実施工場・事業場数の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	15,831	15,908	14,917	14,970	15,218 ※	14,731
揮発性有機化合物排出工場・事業場	974	927	774	748	718 ※	687
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,602	1,825	1,738	1,666	1,789	1,622
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	0	0	0	0	0	0
特定施設 ^(注) 設置工場・事業場	78	4	12	3 ※	4	3
特定粉じん排出等作業	6,595	6,362	5,770	6,110	6,111 ※	15,092
合 計	25,080	25,026	23,211	23,497 ※	23,840 ※	32,135

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28 物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

(※) 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

(2) 行政処分

行政処分件数等の推移を表 11 に示す。

平成 26 年度に都道府県等が行った行政処分施設数等は、1 件(平成 25 年度:0 件)であった。

表 11 行政処分施設数等の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画変更命令施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令数 (特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令件数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令件数 (特定粉じん排出等作業)	3	4	1	0	1
事故時の措置命令施設数 (特定施設)	0	2	0	0	0
その他命令施設数	0	0	0	0	0
合 計	3	6	1	0	1

(3) 告発

平成 26 年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は 0 件（平成 25 年度：0 件）であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数等の推移を表 12 に示す。

平成 26 年度に都道府県等が行った行政指導施設数等は 6,856 件（平成 25 年度：4,571 件）であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設が 3,605 件と最も多く、次いで特定粉じん排出等作業 2,705 件となっている。なお、平成 26 年 6 月に施行された改正大防法により、特定粉じん排出等作業に該当するか否かの事前調査等が新たに定められたことから、特定粉じん排出等作業に係る件数は前年度に比べて大幅に増加している。

表 12 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度 ^(注3)	平成25年度 ^(注3)	平成26年度 ^(注3)
季節による燃料使用量基準適合勧告施設数 ^(*) ^(注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SOx指定地域内燃料使用量基準適合勧告 工場・事業場数 ^(*) ^(注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
その他行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	1,127	1,664	2,968	3,432	3,605
その他行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	35	34	61	78	66
その他行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	171	273	547	395	480
その他行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	0	0	0	0	0
その他行政指導施設数 (特定粉じん排出等作業)	117	53	559	664	2,705
その他行政指導施設数 (特定施設)	3	1	0 ※	2	0
その他行政指導施設数 (指定物質排出施設) ^(注2)	0	0	0	0	0
合 計	1,453	2,025	4,135 ※	4,571	6,856

(注 1) (*) は、法に基づく勧告である。

(注 2) 指定物質排出特定施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6（施行令附則第 4 項関係）に係る施設をいう。

(注 3) 平成 24 年度より、文章によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

(※) 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。